

処 分 基 準

令和3年2月26日作成

法 令 名 : 探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項 : 第15条第2項
処 分 の 概 要 : 探偵業の廃止命令
原権者(委任先) : 石川県公安委員会
法 令 の 定 め : 探偵業の業務の適正化に関する法律第3条(欠格事由)
処 分 基 準 : 法第3条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合(法第4条第1項の規定による届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く無く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。)には、営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先 : 石川県警察本部生活安全企画課許可等事務指導係 電話076-225-0110 内線3047
備 考 :